

<2023 年度>

第 48 回福島県アマ・サーキットゴルフ知事杯争奪競技並びに
第 58 回(2024 年度)東北アマチュアゴルフ選手権競技福島県予選 競技規定

主 催 : 福島県ゴルフ連盟 〒960-8032 福島県福島市陣場町 9-36 三角ビル 2F
TEL : 024-528-8633 ・ FAX : 024-531-5670

開催日及び開催コース

- 第 1 戦 4 月 14 日 (金) 湯本スプリングスカントリークラブ (セルフプレー)
TEL : 0246-89-2421 ・ FAX : 0246-89-2420
- 第 2 戦 6 月 6 日 (火) 郡山ゴルフ倶楽部 (セルフプレー)
TEL : 024-954-2011 ・ FAX : 024-953-2464
- 第 3 戦 8 月 9 日 (水) 宇津峰カントリークラブ (セルフプレー)
TEL : 0248-79-2101 ・ FAX : 0248-79-2107
- 第 4 戦 10 月 19 日 (木) グリーンアカデミーカントリークラブ (セルフプレー)
TEL : 0248-33-1777 ・ FAX : 0248-32-2221

1. ゴルフ規則 : 日本ゴルフ協会ゴルフ規則とこの競技のローカルルールを適用する。
2. 競技委員会の裁定 : 競技委員会は競技の条件を修正する権限を有し、すべての事柄について、この委員会の裁定は最終である。
3. プレーの条件 : (1) 年間 4 戦の競技を開催する。(但し、特別の事情があると認めるときは、年間 3 戦の競技を開催する。)
(2) 1 戦は 18 ホール・ストロークプレーとする。
(3) 1 戦毎の成績により、1 位 25 点から順次 25 位 1 点までポイント (同スコアのポイントは比例配分する) を付け、この年間集計ポイントにより総合順位を決定する。但し、3 戦以上の出場 (カード提出) をもって総合成績の対象とする。
4. タイの決定 : (1) 各戦の成績の 1 位がタイの場合は、即日委員会の指定するホールにおいてホールバイホールのプレーオフを行い、優勝者を決定する。
1 位以外のタイの場合は、マッチング・スコアカード方式により順位を決定する。
(2) 総合成績の 1 位がタイの場合は、最終戦終了後ホールバイホールのプレーオフを行い優勝者を決定する。1 位以外の順位がタイの場合は、ポイントを優先する。
尚タイの場合は最終戦のマッチング・スコアカード方式により順位を決定する。
5. クラブと球 : 適合ドライバーヘッドリスト : ローカルルールひな型 G-1 を適用する。
プレーヤーがストロークを行うために使うドライバーは R&A が発行する最新の適合ドライバーヘッドリストに記載されているクラブヘッド (モデルとロフトで識別される) を持つものでなければならない。
このリストは定期的に更新され RandA.org で閲覧できる。
例外-1999 年より前に製造されたクラブヘッドを持つドライバーはこのローカルルールから免除される。
このローカルルールに違反したクラブでストロークを行ったことに対する罰 : 失格
: 溝とパンチマークの仕様 : ローカルルールひな型 G-2 を適用する。
ストロークを行うとき、プレーヤーは 2010 年 1 月 1 日に施行された用具規則の溝とパンチマークの仕様に適合するクラブを使わなければならない。
現行のゴルフ規則への適合性がテストされたフェアウェイウッド、ハイブリッド、アイアン、ウェッジの用具データベースは RandA.org で閲覧できる。
このローカルルールに違反したクラブでストロークを行ったことに対する罰 : 失格
: 適合球リスト : ローカルルールひな型 G-3 を適用する。
ストロークを行うときに使用する球は、R&A が発行する最新の適合球リストに掲載されているものでなければならない。このリストは定期的に更新され RandA.org で閲覧できる。このローカルルールに違反して最新のリストに掲載されていない球でストロークを行ったことに対する罰 : 失格
: 46 インチを超える長さのクラブの制限 : ローカルルールひな型 G-10 を適用する。
ストロークを行うとき、プレーヤーはパターを除き 46 インチの長さを超えるクラ

ブを使ってはならない。

このローカルルールに違反するクラブでストロークを行ったことに対する罰:失格
こうした長さの仕様に適合しないクラブを持ち運んでいるだけで、そのクラブでストロークを行っていないのであれば、このローカルルールに基づく罰はない。

6. キャディー : 正規のラウンド中、プレーヤーのキャディー使用は禁止する。
このローカルルールの違反の罰:「ローカルルールひな型 H-1.1」を適用する。
7. 競技終了時点 : 競技委員長が成績表を確認し、福島県ゴルフ連盟ホームページに成績が表示された時点をもって終了したものとみなす。
8. 参加資格 : (1) 加盟クラブの会員で、ハンディキャップインデックス 14.4 (申込み時) までの者とする。
なお、暴力団並びに暴力的不法行為を行う恐れのない者とする。
(2) 160 名を超える場合は、ハンディキャップインデックス順 (同ハンディキャップインデックスの場合は抽選とする) に制限する。
9. 賞 : 総合優勝 賞状・知事杯 (レプリカ)、準優勝・3 位に盾、各戦 1 位~3 位まで賞品
10. 資格の付与 : 次年度東北アマチュア選手権競技の出場枠を確認した後に、出場権付与者 (但し、県アマチュアゴルフ選手権競技による東北アマチュア選手権競技出場権付与者数の過半数を超えない数とする。) を決定する。
11. 参加申込み : 参加希望者は、所属クラブに登録料を添えて申込みこと。
但し、登録料は一括又は、2 分割 (申込み時の払込は **20,000** 円とする) で払込むことが出来る。なお、2 分割の場合、所属クラブは登録料を 3 月 29 日 (**20,000** 円) 及び 6 月 30 日 (**20,000** 円) までに納入することとする。
申込みを受けた所属クラブは、東北ゴルフ連盟ホームページから申込みこと。
アドレス : <http://www.tga.gr.jp>
登録料は申込締切日までに指定口座に振込むこと。
振込先: 東邦銀行南福島支店 普通預金 No. 62650 福島県ゴルフ連盟
12. 申込開始日 : 2023 年 3 月 15 日 (水) 午前 10 時から申込を受け付ける。
13. 申込締切日 : 2023 年 3 月 29 日 (水) 午後 5 時必着
締切り後の申込みは、理由の如何を問わず受理しない。
14. 欠席届 : 参加選手は、選手本人が開催日前日までに、開催クラブ支配人及び連盟事務局宛て FAX にて届出ること。
15. 登録料 : **40,000** 円 (セルフプレー) 食事代、ショッピングは別途清算
(注) 開催日前日までに欠席届の提出があった場合、1 日当たり **5,000** 円を最終戦の競技終了後に所属クラブを経由して返金する。また、各種感染症に起因する諸理由及び当日の検温結果・体調不良による欠席の場合も同様とする。各種感染症及び異常気象等により主催者側において開催の延期又は中止と判断する場合は、開催日の登録料の一部又は全額を返金する。
16. 指定練習日 : 次の各戦において 3 日間を指定し、会員並み扱いとする。
選手は、予めスタート時間を開催クラブに所属クラブ経由で予約すること。
* 第 1 戦 湯本スプリングスカントリークラブ
3 月 23 日 (木)・4 月 3 日 (月)・4 月 13 日 (木)
* 第 2 戦 郡山ゴルフ倶楽部
5 月 22 日 (月)・5 月 26 日 (金)・6 月 5 日 (月)
* 第 3 戦 宇津峰カントリークラブ
7 月 31 日 (月)・8 月 2 日 (水)・8 月 8 日 (火)
* 第 4 戦 グリーンアカデミーカントリークラブ
10 月 12 日 (木)・10 月 17 日 (火)・10 月 18 日 (水)
17. 個人情報に関する同意内容 : 参加希望者は、参加申込み時に福島県ゴルフ連盟が取得する参加申込者の個人情報を次の目的の範囲内で他に提供 (公表) することについて、予め同意することを要する。
(1) 当該競技 (以下「県アマ・サーキット」と称する) の参加資格の審査
(2) 県アマ・サーキットの開催及び運営に関する業務
これには、①参加者に対する競技関係書類 (組合せ表等) の発送、②県アマ・サーキットの開催に際し、県アマ・サーキット関係者 (報道関係者を含む) に対する参

加者の氏名、生年月日、プロ・アマの別、所属（所属クラブ、学生の場合、学校名及び学年）その他選手紹介情報並びに県アマ・サーキットの競技結果の公表を含む。

(3) この申込による参加者の個人情報とその県アマ・サーキットにおける競技結果の記録の保存、並びに県アマ・サーキット終了後において必要に応じ、そのうち上記(2)②記載の公表事項の適宜の方法による公表

(4) 新型コロナウイルス感染症拡大防止に関連し、所轄保健所及び医療機関等への住所、氏名、電話番号等の公表

18. 肖像権に関する同意内容 : 参加希望者は、参加申込みに際し、本県アマ・サーキット競技（競技会場における競技に伴う前後の行事等を含む）に関して、その中継・再映・報道・広報のため、あるいは福島県ゴルフ連盟の目的に反しない範囲で利用するために、写真・テレビ・映画・ラジオ・その他の各種記録媒体による収録物、複製物あるいは編集物（適正範囲の編集に限る）にかかる競技者の肖像権（収録物等にかかる競技者の氏名・肖像を展示・通信・放送・上映により一般に公開し、あるいは貸与し、頒布するなどして他に提供する権利）を福島県ゴルフ連盟に譲渡することを、予め承諾することを要する。
19. 服装規定など : プレーヤーは参加にあたり、主催者や開催コースより、服装規定やその他遵守すべき規定の通知があった場合はそれに従うこと。

福島県ゴルフ連盟 競技委員会